

## 建設業の廃業等の届出に伴う取扱いの変更について

平成25年10月1日以降に廃業等の届出をされた場合、後日、届出をされたことを御確認いただくための文書を送付させていただくこととなりました。

また、併せて、廃業等の届出に伴い、建設業の許可を取り消したことをお知らせすることとなりますが、この許可の取消しは、いわゆる不利益処分とは異なり、当該許可の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由として、建設業法の規定により行うものです。

なお、許可を受けている業種のうち、一部の業種についてのみ廃業の届出がなされた場合、届出がなされた業種以外の許可は当然に継続して有効です。

### 【建設業法（抜粋）】

第29条第1項 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号の一に該当するときは、当該建設業者の許可を取り消さなければならない。

第4号 第12条各号（第17条において準用する場合を含む。）の一に該当するに至った場合

※「第12条各号（第17条において準用する場合を含む。）の一に該当するに至った場合」とは、許可を受けた建設業者が次のいずれかに該当した場合のことをいい、その届出義務者は次のとおりです。

- 1 許可に係る建設業者が死亡したときは、その相続人
- 2 法人が合併により消滅したときは、その役員であった者
- 3 法人が破産手続開始の決定により解散したときは、その破産管財人
- 4 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したときは、その清算人
- 5 許可を受けた建設業を廃止したときは、当該許可に係る建設業者であった個人又は当該許可に係る建設業者であった法人の役員